三　農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定
四　水産業協同組合法第百二十一条の六第一項の規定による指定
五　中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定
六　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の四第一項の規定による指定
七　長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定
八　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第一項の規定による指定
九　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定
十　保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定
十一　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項の規定による指定
十二　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第八十五条の二第一項の規定による指定
十三　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定

（銀行法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条　平成二十五年九月二十九日までの間における前条の規定による改正後の銀行法施行令第十六条の九及び第十六条の十一の規定の適用については、同令第十六条の九中「次に掲げるもの及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第四十三条の二第一項の規定による指定」と、同令第十六条の十一中「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは「次に掲げる指定のいずれか又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者」とする。

（長期信用銀行法施行令の一部改正）

第十一条　長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の二条を加える。

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）

第四条の二　法第十六条の八第一項第二号及び第四号ニ並びに法第十七条において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百五十六条の三十九第一項の規定による指定

二　第六条の五の二各号に掲げる指定

（異議を述べた長期信用銀行の数の長期信用銀行の総数に占める割合）

第四条の三　法第十六条の八第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。

第五条第一項の表以外の部分中「場合」の下に「（同法第十二条の三を準用する場合を除く。）」を、「第十六条の五第二項各号」と」の下に「、「加入銀行」とあるのは「加入長期信用銀行」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する苦情処理手続をいう。）」と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解決手続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する紛争解決手続をいう。）」と、「銀行業務関連苦情」とあるのは「長期信用銀行業務関連苦情（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連苦情をいう。）」と、「銀行業務関連紛争」とあるのは「長期信用銀行業務関連紛争（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連紛争をいう。）」と」を加え、同項の表第五十二条の六十一第二項の項の次に次のように加える。

第五十二条の六十三第一項	前条第一項	長期信用銀行法第十六条の八第一項
第五十二条の六十三第二項第一号	前条第一項第三号	長期信用銀行法第十六条の八第一項第三号
第五十二条の六十三第二項第六号	前条第二項	長期信用銀行法第十六条の八第三項
第五十二条の六十七第三項	第一項第二号	長期信用銀行法第十六条の九第二号
第五十二条の六十七第二項	前項第一号	長期信用銀行法第十六条の九第一号
第五十二条の六十六	他の法律	長期信用銀行法以外の法律
第五十二条の六十五第一項	この法律	長期信用銀行法
第五十二条の六十七第四項	第一項第三号	長期信用銀行法第十六条の九第三号
第五十二条の六十七第五項	第一項第四号	長期信用銀行法第十六条の九第四号
第五十二条の七十四第二項	第五十二条の六十二第一項	長期信用銀行法第十六条の八第一項
第五十二条の八十二第二項第一号	第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（又は第五十二条の六十二第一項第五号	長期信用銀行法第十六条の八第一項第五号から第七号までに掲げる要件（又は同法第十六条の八第一項第五号
第五十二条の八十三第三項	他の法律	長期信用銀行法以外の法律
第五十二条の八十四第一項	、第五十二条の六十二第一項	、長期信用銀行法第十六条の八第一項
第五十二条の八十四第一項第一号	第五十二条の六十二第一項第二号	長期信用銀行法第十六条の八第一項第二号
第五十二条の八十四第一項第二号	第五十二条の六十二第一項の	長期信用銀行法第十六条の八第一項の
第五十二条の八十四第二項第一号	第五十二条の六十二第一項第五号	長期信用銀行法第十六条の八第一項第五号
	第五十二条の六十二第一項の	同法第十六条の八第一項の
第五十二条の八十四第三項	第五十二条の六十二第一項	長期信用銀行法第十六条の八第一項